一般社団法人都留青年会議所 理事長選挙に関する規程

第1章 総則

- 第1条 定款第18条第3項に定める理事長選挙の手続は、この規程の定めるところによる。
- 第2条 理事長選挙に関する事務を管理するため、理事長選挙管理委員会(以下「管理 委員会」という。)を置く。

第2章 理事長選挙管理委員会

- 第3条 管理委員会は、毎年5月末日までに、理事会の承認を得て選任された7名の正 会員又は特別会員をもって構成する。ただし、5名以上は正会員でなければならな い。
 - 2 管理委員会の構成員に欠員が生じた場合は、直ちに理事会の承認を得て、理事 長が補充する。
- 第4条 管理委員会は、互選により、正会員の中から1名の委員長を定める。
 - 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表して理事会に出席し、理事長 選挙に関して発言することができる。
- 第5条 管理委員会の存続期間は、当該年度の12月31日までとする。ただし、理事会の承認を得て選挙事務完了まで存続期間を延期できる。ただし、12月31日で会員の資格を喪失する者についても、存続期間満了までの間、引き続き管理委員としての資格を有する。
- 第6条 管理委員会は、理事長選挙事務が完了したときは、理事長に報告書を提出しなければならない。
- 第7条 この規程に定めるものの他、理事長選挙に関する必要な事項は、理事会の承認 により、管理委員会において別に定める。

第3章 告示

第8条 理事長の選挙に関する告示は、すべて管理委員会の名をもって文書により行う。

第4章 選挙権及び被選挙権

- 第9条 本会議所の正会員は、各自1個の理事長選挙権を有する。ただし、第17条に 定める選挙人名簿確定日までに会費を納入しない正会員はこれを有さない。
- 第10条 本会議所の正会員は、すべて理事長の被選挙権を有する。ただし、選挙人名簿 確定日までに会費を納入しない正会員はこれを有さない。
 - 2 前条及び前項に規定する会費とは、一般社団法人都留青年会議所会員資格規程 第11条に定める会費とする。

第5章 理事長候補者

- 第11条 被選挙権者のうち、本会議所の翌年度の理事長となろうとする者(以下「理事 長候補者」という。)は、毎年6月末日までに下記の書類を管理委員会に提出する方 法により、立候補を届け出なければならない。
 - (1) 正会員2名の推薦理由書(1,000字程度)…様式1 ただし、理事会の推薦を受ける場合には、理事会推薦理由書…様式1の2
 - (2) 理事長候補者の本会議所に対する意見書(3,000字程度)…様式2
 - (3) 理事長候補者の氏名、経歴書及び青年会議所における経歴書…様式3
- 第12条 管理委員会は、前項の提出書類を速やかに審査し、理事長候補者の資格等について誤りがないときは、直ちにこの旨を正会員全員に告示しなければならない。
- 第13条 第11条に定める立候補の届出があった場合には、理事長選挙について選挙権 を有する者全員による選挙によって、理事長予定者を選出する。ただし、立候補が 1人のみの場合は、総会の承認によって選挙に代えることができる。
 - 2 第11条に定める期限までに理事長候補者の立候補の届出がないときは、理事会は、管理委員会に対し、当該年度の7月10日までに、理事長候補者1名を推薦する。
 - 3 前項の規定に基づいて理事会の推薦を受けた理事長候補者は、当該年度の7月

末日までに、第11条各号に定める書類(ただし、第1号については但書の理事会 推薦理由書で足りる)を管理委員会に届け出なければならない。管理委員会は、届 け出後、直ちに総会の開催を求め、総会の承認によって理事長予定者を決する。

第6章 投票及び開票

- 第14条 投票は、管理委員会所定の用紙を用い、毎年7月本会議所の主たる事務所において行うことを原則とする。
 - 2 投票日及び投票場は、管理委員会がこれを告示する。
- 第15条 選挙権者は、他の正会員を代理人として投票を行うことができる。ただし、白 紙委任状による代理は認められない。
 - 2 代理人は、その代理権を証する書面を、投票を行う前に管理委員会に提出しなければならない。代理権を証する書面については、封緘のあるもの以外のものは無効とする。
- 第16条 投票及び開票に際しては、3名以上の立会人を置く。立会人は、管理委員会に おいて指名する。ただし、立会人は正会員たることを要しない。

第7章 選挙人名簿

- 第17条 選挙人名簿は、毎年6月1日に管理委員会において確定する。
- 第18条 本会議所は、主たる事務所に選挙人名簿を置いて、随時、関係者の閲覧の用に 供する。

第8章 当選人

- 第19条 当選人が有効投票の過半数を得ない場合には、次点者と決選投票を行う。決選 投票の方法については、第6章の規定を準用する。
- 第20条 当選人が確定したときは、管理委員会は、直ちに当選人氏名を告示し、総会に おいて報告しなければならない。

第9章 当選の無効

第21条 当選人及びその推薦人が、その選挙に関して本規程に違反したときは、総会の 決議を経て、その当選を無効として、次点者が当選人となる。次点者が複数いた場 合には、管理委員会は、改めて期日を指定して、決選投票を行う。

附則

この規程は、2016年6月24日から施行する。